

## シャトルバス運行助成金申請手続きのご案内

バス借上げに要する経費の一部を予算の範囲内で助成します。

### 対象

- 静岡市及び静岡県中部地域で開催される国際会議で、国内外からの参加者を含め 100 人以上の参加が見込まれるもの、又は全国又はブロック規模の学術・文化等の会議・大会で、県外からの参加者を含め 500 人以上であること。
- 会期が、2 日以上であること。
- 非営利で公共性が高く、政治的及び宗教的でないもの。
- 国及び地方公共団体の主催でないもの。
- 静岡県内に本社を置くバス又はタクシー会社を利用して、2 つ以上のコンベンション施設間又は駅・宿泊施設とコンベンション施設間の往来、又はエキスカーション等によりシャトルバスを運行させるもの。

### 助成金額

シャトルバス運行にかかる経費（バス代・税抜き）の 2 分の 1 とし、上限は下記のとおり。

- 当財団の認める国際会議 30 万円
- 500 人以上の国内会議 5 万円
- 1, 500 人以上の国内会議 10 万円
- 3, 000 人以上の国内会議 30 万円

### 申請方法

**大会開催前  
開催の前年度  
9 月末までに提出**

- ①シャトルバス運行助成金交付申請書
- ②事業計画書
- ③大会の開催に係る収支予算書
- ④運行会社の見積書（写し）

**変更がある場合  
速やかに提出**

- ①シャトルバス運行助成金交付変更承認申請書
- ②変更後の事業計画書
- ③変更後の大会の開催に係る収支予算書
- ④変更後の運行会社の見積書（写し）

**大会終了後  
速やかに提出**

- ①シャトルバス運行助成事業終了報告書
- ②大会の開催に係る収支決算書
- ③運行会社の請求書（写し）
- ④一般用請求書
- ⑤委任状（申請者と口座名義が異なる場合）
- ⑥抄録集、プログラム、写真など